

引越しや帰国に伴うお願い

在留届・帰国届の提出は忘れずに！

海外生活のスタートや日本への帰国に際して必要な手続き

海外に3か月以上にわたり滞在している方や滞在する予定のある方は、居住地を管轄する大使館・総領事館に「**在留届**」を提出することが旅券法により義務付けられています。

当地から日本へ帰国する方は「**帰国届**」の提出が必要となります。また、既に提出済みの在留届の内容に変更があった場合には「**記載事項変更届**」をご提出ください。

近年、海外に在住する邦人の数が増えるに伴い、海外で事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しております。緊急時などに大使館・総領事館から必要な情報や連絡を受けるためにも、「在留届」の確実なご提出をお願いいたします。

これらは専用サイトからのオンライン登録も可能です。詳細は、下記当館ホームページをご参照ください。

http://www.dus.emb-japan.go.jp/profile/japanisch/j_konsular/j1_zairyutodoke.htm

外務省海外旅行登録「**たびレジ**」をご活用下さい

旅行や出張などにより、海外に3か月未満の短期滞在をする方は、外務省の海外旅行登録「**たびレジ**」を利用することができます。

登録すると、滞在先の大使館・総領事館から、渡航情報や緊急事態発生時のお知らせメール、また、いざという時の緊急連絡などを受け取ることができます。

「たびレジ」は、日本から海外への渡航者だけでなく、既に海外にお住まいの方が、旅行や出張等で一時的に居住地以外の国・地域へ渡航する際にもご利用できます。在留届とは異なり登録は任意ですが、渡航先での不測の事態に備えるためにも、ぜひ当システムをご利用ください。なお、登録情報は、渡航終了後1か月で自動的に消去されます。

外務省 たびレジ登録ページ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

引越しや帰国途中は、**すり・置き引きにご用心！**

春の引越しシーズンには、引越作業中に車内から旅券や金品を盗まれたり、移動中に電車や空港で手荷物を盗まれるなど、すり・置き引きが多発します。

「車両を離れる際は必ず施錠する」、「携行品への注意を怠らない」など防犯対策を徹底して下さい。